

# 子育て

## 支援

### 子ども手当を支給します

4月1日から、「児童手当」に代わり「子ども手当」が支給されます。子ども手当は、次世代の社会を担う子どもの健やかな成長を社会全体で支援するために創設されたもので、中学校卒業までの児童の監護者に、対象児童一人につき月額13,000円を支給するものです。

申請期限 9月30日(木)

※期日までに申請しない場合、4月分からの支給はできませんのでご注意ください。

※中学1年生以下の児童がいる方で、3月末現在で「児童手当」を受給されていた方は、自動的に「子ども手当」へ継続されるので手続きは必要ありません。

※公務員の方は、勤務先への申請となります。勤務先へお問い合わせください。

### 《手続きが必要な方》

次の①、②の場合は「子ども手当認定請求書」の提出が必要です。③の場合は

「子ども手当増額改定請求書」の提出が必要ですが。

①「児童手当」を所得制限などで受給できなかった方

②現在、中学2年生または3年生の児童がいる方

③現在「児童手当」を受給中で中学2年生または3年生の児童がいる方

※手続きが必要な方には、4月下旬以降に申請書類を送付します。申請書類が届かない場合は、お問い合わせください。

申請・問合せ  
市民生活課 年金・医療担当

### 「児童手当」と「子ども手当」の違い

	児童手当(3月まで)	子ども手当(4月から)
対象年齢	小学校卒業まで (12歳到達後の最初の3月31日まで)	中学校卒業まで (15歳到達後の最初の3月31日まで)
対象児童一人あたりの手当(月額)	3歳未満と3人目以降は10,000円 それ以外は5,000円	一律 13,000円
所得制限	あり	なし

※支給月は、年3回(6月、10月、2月)です。

※所得制限がなくなるので、子ども手当受給者の課税証明は不要です。

### 都留市子育て医療費助成金支給制度を拡充します

「都留市すこやか子育て医療費助成金支給制度」では、4月1日から小学校6年生までの医療費が窓口無料となります。小学校5・6年生の保護者の方は、新たな「受給資格者証」の交付申請が必要となりますので、お早めに手続きをお願いいたします。

※小学校3年生までのお子様はこれまでの受給資格者証が有効期限までお使いいただけます。4年生のお子様には、送付しました新受給資格者証がお使いいただけます。

### ★対象者

都留市に住所がある子ども(満12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある方)の保護者。

※平成22年度は、平成10年4月2日以降に誕生された小児。

ただし、生活保護を受けている世帯、重度心身障害者医療費及びひとり親家庭医療費の助成を受けている方を除きます。

### 《申請手続きに必要なもの》

○受給資格者証交付申請書

○対象の子どもの被保険者証または組合員証

### ★助成金の支給

〈窓口無料化となる場合〉

県内にある保険医療機関など(指定訪問看護事業者、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師は除きます)での受診の際に、被

保険者証と受給資格者証を提示してください。医療費(自費分は除く)の負担がない窓口無料となります。

ただし、入院時食事療養費、医療保険外診療などは助成の対象となりません。

〈窓口無料化とならない場合〉

次の場合は、窓口無料の対象とならないため、一部負担金を支払っていただき、これまでどおり領収書を添えて、医療費助成金支給申請書に必要事項を記入のうえ、市に提出してください。

○県外の医療機関を受診した場合

○被保険者証と受給資格者証などを窓口で提示しない場合

○県内の医療機関で窓口無料の取り扱いをしない場合

○国保組合(県医師国保組合、全国歯科医師国保組合、全国土木建築国保組合、中央建設国保組合は除きます)に加入している場合

申請・問合せ

市民生活課 年金・医療担当

